

ごみ処理広域化に関する基本合意書の締結について

八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町の5市町は、三八広域ブロック5市町の区域内における一般廃棄物について、中長期的なごみ処理の安定性確保と財政負担の軽減を図るため、令和6年2月に設置した三八広域ブロックごみ処理広域化会議において、新たに5市町共同でごみ処理を実施する方針を固めたことから、本年5月26日に基本合意書を締結した。

1. 協議の実施結果

広域化の期日や運営主体、施設の設置、経費の負担割合など、全62項目について協議した。

約2年間の会議開催状況			計
ごみ処理広域化会議 (首長会議)	幹事会 (関係課長等)	担当者会議 (ごみ処理担当者等)	
9回	10回 (臨時会含む)	17回	36回

2. 基本合意の主な内容 (施設整備に関するもののみ抜粋)

1	広域化の期日	・令和19年度を目途に新たな広域の枠組みによるごみ処理を実施する。
2	運営主体及び共同処理する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸地域広域市町村圏事務組合において、新たなごみ処理施設及び中継施設(※)の設置及び管理を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ※中継施設は、主に三戸町・田子町で収集された家庭ごみ等を小型車から大型車へ積み替え、遠隔地にあるごみ処理施設まで効率的に運ぶための施設で、広域化に伴い新たに設置するもの。 </div>
3	施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置する施設は、ごみ処理施設(八戸清掃工場隣接地)及び可燃ごみ中継施設(三戸地区クリーンセンター隣接地)とする。 ・不燃ごみ等その他の廃棄物の中継施設は、三戸地区環境整備事務組合の所有する既存の飛灰一時保管庫及び資源物ストックヤードを活用する。

3. 住民や事業者への影響

(1) 家庭ごみの出し方

住民生活における家庭ごみの出し方や収集日は統一せず、現状どおり自治体毎に決定する。

(2) ごみの搬入先 [家庭ごみ (委託収集・持ち込み)・事業ごみ (持ち込み)]

八戸市、階上町、南部町は、八戸市の新たなごみ処理施設へ搬入し、三戸町、田子町のごみは三戸町の中継施設へ搬入する。

なお、南部町住民の持ち込みによる家庭ごみは、中継施設へも搬入可能とする。

ごみ処理の全体イメージについて

参考資料

